

議 第 2 8 号 議 案

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見
書の提出について

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を別紙の
とおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年12月17日提出

富士見市議会議長 斉藤隆浩様

提出者 富士見市議会議員 根岸 操

賛成者 同 川畑勝弘

提 案 理 由

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を地方自
治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出しま
す。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

我が国で唯一地上戦となった沖縄は、一般住民を巻き込んだものとなり、1945年3月から6月までの間に激しい戦闘が行われた。そして多くの尊い命が奪われたと同時に、緑の山々は失われ文化遺産のほとんどが破壊された。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。また、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
外務大臣	林		芳	正	様
厚生労働大臣	後	藤	茂	之	様
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	様
環境大臣	山	口		壯	様
防衛大臣	岸		信	夫	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)					
	西	銘	恒	三郎	様